【議事録】令和3年第1回鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会

日 時:令和3年7月5日 10:00~12:00

場所:鳥取県庁第二庁舎災害対策本部室

参加者:別紙のとおり

【概要】

第1回鳥取県福祉のまちづくり推進協議会整備基準専門委員会開催を開催し、意見をいただいた。主な意見は以下のとおり。

【主な意見・質問】

NO NO	ル思兄・貝印』 委員名		回答・今後の対応		
1	■条例概要について 1 - ···································				
'		・ふくまち補助金の実績を教えて欲し い。	・ドルギン20年、パ2年14年の美額のり。 ・詳細な資料については次回の委員会に		
		6 • •	提示する。		
2	_	・他県のバリアフリー条例との比較は	・鳥取県は全国的に見ても厳しく先進的		
_		あるか?鳥取県独自で考えている	・ 鳥取宗は主国的に先 くも厳しく 九遅的 な条例。		
		めるが:局収朱独自で考えている か?	│ ぴぺめ。 │・次回の委員会で他県比較資料を提示す │		
		<i>M</i> · :	る。		
3	_	・小学校区単位の地区集会所は適合義	・地区集会所は適合義務の対象外だが、		
3		務の対象となるか?その場合、ふくま	県としてバリアフリーを推進するためふ		
		ち補助金は対象となるか?	くまち補助金は対象となる。		
4	_	・適合義務の規模に満たさなければ罰	・検査済証が無ければ建物が建てられな		
-		則規定はないという理解か?	い。検査済がない建物はそもそも罰則規		
		・既存建築物との兼ね合いを教えて欲	定対象となる。		
		しい。	・用途変更の場合は規制対象となる。		
			7132220 9 2 1 1 1 1 3 1 2 1 3 1 3 1		
■検	討1について				
5	_	・適合率を単純に上げるために、基準	・適合率を上げることが目的ではなく、		
		適用面積を引き下げるようなことで	より福祉まちづくりを進める上でバリア		
		はないと思う。今のままの面積でも良	フリー化の義務付面積引下げを検討して		
		いのではないか。そのあたりの検討は	はという提案を行った。委員会で検討を		
		したのか。	進める。		
6	_	・特別特定建築物に限った適合率算出	・あくまでの例えばのはなし。今後、委		
		は反対する。	員会で検討する。		
7	_	・理美容院の場合どのような適用基準	・マニュアル P7, 8 を参照。		
		が義務化されるか。			
		・ハード面の整備だけでは限界があ	・ソフト面とハード面のバリアフリー化		
		る。ソフト面の充実も必要と思う。	について委員会で審議したい。		
		・適合義務がかかるため、新築規模を	・あると思う。フォローとして費用負担		
		引き下げる事例があったりするので	を軽減していただくため補助金も設けて		
		はないか?	いる。		

■検言	対2、3につい	■検討2、3について				
8	_	<u>・</u> ロービジョンを提案事項に入れてい	・ご紹介いただいた先生のお話をお伺い			
~		ただき感謝する。	する。			
		・視覚障害者の 80%がロービジョン。	9 0 0			
		・祝見障害有の 60%かロービジョン。 見えづらさは人それぞれのため、ロー				
		ビジョンに対応した整備基準(色彩の	鳥大病院			
		数値)を設けることは難しいと思うの	大松 寛先生			
		で、大松先生(鳥大病院ロービジョン				
		外来)や守本先生(岡大病院)に意見				
		等を求めて欲しい。	岡大病院のロービジョン関係の先生			
		・意匠性を損なう整備を求めているわ	どちらかの先生だと思われる			
		けではない。段鼻の色を変える、柱壁	• 守本典子先生			
		に線を引き柱だと分かるようにする	• 森實祐基先生			
		等簡単な整備でかまわない。(既存も				
		含む)				
9	_	・音声誘導装置は、県内あるいは全国	・参考にさせていただく。			
9		・ 自戸跡等表直は、原内のるいは主国的にシグナルエイドに統一して欲し	参句にひせていたにく。			
10		N TOTAL SOL				
10	_	・ロービジョン者への配慮というのは	・デザインについては設計者の考え方も			
		非常に良い取り組み。	ある。デザインを統一にすると面白くな			
		・公共施設で統一的なデザインを示し	い部分もある。参考集の作成を検討する。			
		て、民間に浸透させる方法が良いと思				
		う。				
11	-	・県外の先進的な取り組みを参考にし	・N02 の他県の条例制定状況等と含めて次			
		ていくべき。	回報告する。			
12	-	・兵庫県で点字ブロックなど先進的な	承知した。			
		取り組みをしていたので参考に。				
■検討	対4について					
13	_	・不適用認定3件の具体例は?	・P57 のとおり。			
		1 22/11/10/20 11 00 20 11 12/10/20	廊下幅、敷地内通路、出入口の幅			
14	_	・空家、空きビルは文化的価値ある建	・まちづくりという観点で他部局とも連			
		物も多い。まちづくりという観点が必	携し取り組みたい。			
		要。	175 CAX 7 小虹 V 7 C V TO			
			- 久伽海春でまず利田できたい建物を利			
		・バリアフリー化された建物とは切り	・条例適合できず利用できない建物を利用していくかという知点ではない。			
		分け深堀する必要があると考える。	用していくかという観点で提案した。今			
			後も引き続き検討する。			
15	-	・耐震基準を満たす改修は膨大なコス	・空家、空きビルは耐震性の課題や検査			
		トがかかる。空家、空きビルはおそら	済証が無いなど課題もあるが、地域の資			
		く解体することが現実的だと考えて	源となっている建物でもあるため利活用			
		いた。どこまでの空家・空きビル利活	できる方法も検討していきたい。			
		用するのか。				
16	_	別紙「福祉のまちづくり条例改正に向	・事前説明で提示された内容とほぼ同様。			
		けた提言(1)」を参照。	飲食店を50㎡に引き下げることには言			
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	及されていなかった。			
1			次ごれているがうた。 ・次回委員会で、対応案を示す。			
	l		アロ本百合で 対区タモーオー・・・			